

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百六十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第二条第五項及び第六項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和三年十月八日

厚生労働大臣 後藤 茂之

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別表第 1 1 ～1187 (略) <u>1188</u> <u>再製造中心循環系血管内超音波カテーテル</u> <u>1189</u> <u>コラーゲン使用吸収性腱再生材</u>	別表第 1 1 ～1187 (略) (新設) (新設)
別表第 2 1 ～2006 (略) <u>2007</u> <u>家庭用鼻腔粘膜保護材</u>	別表第 2 1 ～2006 (略) (新設)